

令和7年3月13日

千葉市教育委員会 様
千葉市立[]小学校
校長 [] 様

重大事態調査報告書

千葉市立[]小学校
学校調査委員会

1 重大事態調査の位置づけ

○重大事態の別

いじめ防止対策推進法第28条第2号

○重大事態の認定日

令和6年 9月 2日

○地方公共団体の長等への報告日等

令和6年11月19日

2 調査の目的、調査組織の構成

(1) 調査の目的

当該児童が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処とともに学びの継続と学校復帰に向けた支援につなげるため、同種の事態の発生防止を講ずるために調査を行う。

(2) 調査期間

令和6年10月 2日～令和7年1月31日

令和6年10月18日 第1回 学校調査委員会開催

・経緯の確認 ・対応方針の検討・決定

令和6年10月28日 第2回 学校調査委員会開催

・今後の見通し確認

令和6年11月 6日 第3回 学校調査委員会

・アンケート実施の方針決定

令和6年11月 8日 第4回 学校調査委員会

・アンケート項目の精査

令和6年11月22日 被害者の保護者 学事課へ

令和6年11月29日 本校において被害者の母と弁護士の面談

令和6年12月～令和7年1月

関係児童および関係者への聴き取り

令和7年 1月 6日 第5回 学校調査委員会

・調査の進捗状況確認

令和7年 2月26日 第6回 学校調査委員会

・報告書の最終確認

(3) 調査組織の構成

- 校長 [redacted]
- 教頭 [redacted]
- 教諭 (教務主任)
- 教諭 (生徒指導主任/学年主任/6年1組担任)
- 教諭 (6年2組担任)
- 教諭 (6年3組担任)
- 教諭 (3年1組担任/旧5年1組担任)
- 教諭 (4年3組担任/旧5年3組担任)
- 養護教諭 [redacted]
- 本校スクールカウンセラー [redacted]
- 弁護士 [redacted] (第三者性を確保するための委員)

3 当該事案の概要

(1) 基礎情報

- 重大事態が発生した学校名 千葉市立 [redacted] 小学校
- 対象児童 A [redacted] (5年 [redacted]組⇒5年 [redacted]組⇒6年 [redacted]組)
- 対象児童の状況 [redacted]

令和6年12月9日(月)～20日(金) 千葉市立 [redacted] 小学校へ試行通学

令和6年12月23日(月) 千葉市立 [redacted] 小学校へ正式転校

○欠席日数

令和5年度34日(担任不信、いじめ含) 令和6年度66日(いじめ)

○対象児童の状況 内
下線部1字修正

※12月20日現在

- 関係児童 B [redacted] (5年 [redacted]組⇒6年 [redacted]組)
- C [redacted] (5年 [redacted]組⇒6年 [redacted]組)
- D [redacted] (5年 [redacted]組⇒6年 [redacted]組)
- E [redacted] (5年 [redacted]組⇒6年 [redacted]組)
- F [redacted] (5年 [redacted]組⇒6年 [redacted]組)
- G [redacted] (5年 [redacted]組⇒6年 [redacted]組)

(2) 当該事案の概要

- A保護者(母)を通じてAから次の訴えがあった。
 - ・令和5年度5年生時、社会体育(バスケットボール)の練習に関し、Bが強いパスを出し、それが腹部に当たった。
 - ・同じく社会体育の練習中にBからAに対する声かけが厳しい。
 - ・令和5年6月頃、Bは自分の思い通りにならないといらだち、Aに言い返してくる。
 - ・係の仕事で誕生日カードを集めていた際、Bは提出していないのに提出したと言ってAを困らせた。
 - ・令和5年6月～7月頃、学校内でBがAに数回ぶつかってきた。
 - ・令和5年6月BはAの顔に、社会体育の練習中、BはAの顔めがけて強いパスを数回投げた。加えて、BはAを無視したり、怒ったりしてきた。
 - ・令和5年11月頃、Aが友人と一緒に話をしている途中で、Bはその中の1人を呼んで連

れ去った。

- ・令和6年2月、Aが廊下で外国語の掲示物を見ていたところ、Bが近づいてきた。
- ・令和6年4月、廊下でAのそばにいた友人にBが「ヤッホー」と声を掛けてきた。
- ・令和6年5月、Aがライトポートに通っていたときに、ライトポート前廊下でBが友人3人とおしゃべりをしていた。
- ・令和6年6月、農山村留学に向かうバスの移動中、Bが、サービスエリアのトイレで、トイレが広いにも関わらず、手を洗っていたAの背後に接近してきた。
- ・令和6年6月、農山村留学中に行ったナイトハイクの後、利用施設宿泊棟の廊下でAが友人2人と話をしていたところ、Bが歩いてきて、友人2人のうち1人に声を掛けて連れ去った。
- ・令和6年7月、農山村留学中に訪れた鴨川シーワールドの水槽にて、BがAに近づくことがあった。同日に、鴨川シーワールドの売店にて、Aが売店の棚前にいたところBがAと近距離になった。
- ・令和6年7月、農山村留学中に利用施設食堂で昼食準備のため待機している際、Aのグループの後ろに、Bのグループが並んだ。
- ・令和6年7月、農山村留学中に利用施設体育館へ移動中、前からBが逆走してきてAと接近した。

Aは、令和5年6月頃のBからの言動により、Bに対して恐怖感を覚えており、それ以来、Bが近づいてくることが怖いという理由で、通学することが困難になった。学校の対応としては、令和5年度の途中より学級を替えることでAとBの接点をなるべくなくすこと、行事や休み時間に教室移動をする際など、接近することが予想される場面では極力、職員を配置すること等の対策を講じた。また、令和6年度は双方を離れた学級に配置すること、Aが登校できた日には、教員を配置し、極力接点をもたないようにすることに配慮している。Aは、[REDACTED]ライトポートへ一時期入級をしていたが出席は数回に留まっていた。また、校外学習等や特設陸上クラブ活動には参加したが、通常授業への参加には至っておらず、オンライン授業等で対応している状況であった。10月の陸上大会前後から、オンライン授業にも参加できず欠席が続いてしまい、11月にA保護者から転校を希望する連絡を受けた。12月に試行通学を経て、[REDACTED]に市内の小学校に転校することとなった。

A及びA保護者の令和5年6月から続く学校への不信感は未だ払拭できず、現在に至る。A保護者の学校への疑義の内容は次の通りである。

- ① Aへ気を遣わず接触してくるBに対して、その行為をやめさせることができず、また、その指導が不十分であることの学校の指導不足。
- ② A及びA保護者からの訴えを学校が受け止めてくれなかったこと。
- ③ B及びB保護者が反省し、A及びAの保護者への謝罪の方向へ進められないことへの学校の対応不足。
- ④ 学校の対応が遅く、回答の期日を守らないことがあったこと。

Aの令和5年4月から令和6年3月までの間の欠席日数は34日（担任不信、いじめ）、令和6年4月から令和6年12月までに欠席日数は66日であり、いじめによる欠席は合計して100日に至った。

令和6年8月8日、学校は、いじめが原因で長期にわたりAが登校できない状況について、本件は「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」にある2号事案の重大事態に当たる

(2) 当該事案
の概要内
下線部2字修正

と受け止め、千葉市教育委員会に申立書を提出した。

令和6年9月2日、千葉市教育委員会から重大事態の申立書の回答があり、学校が主体となり調査を行うこととなった。

同年11月にA保護者より「転校したい」という申し出があった。Aが欠席を続けている状況から、1日も早く安定した学校生活を送るためには、環境を変え、転校することが必要であると考えた。

同年12月、Aは、試行通学を経て市内の小学校へ転校した。

4 調査の内容

(1) 調査方法

ア いじめの事実認定について

学校生活及び社会体育にてAと関わりがあった本校児童（本報告書に記載した関係児童以外の児童も含む）、ならびに社会体育にてAと関わりがあった他校児童と指導者に対し、本校職員による聴き取り調査を行った。また、Aへのアンケートと調査を行ったが、実際の回答は本人に代わり保護者（母）が行った。

イ 学校及び学校の設置者の対応について

学校が保存していた対応記録、A保護者と学校間での取り交わされた文書、A保護者から提出された要望書やアンケート結果等の書面等の資料を分析し、学校、A母、C、Dへの聴き取りを実施した。

(2) 調査内容

関係児童及び関係者への調査として、児童への聴き取りに際しては、対象児童の保護者に事前に聴き取りの承諾を得ることとした。また、学習の妨げになるようなことがないように、休み時間や放課後を活用した。聴き取りは、必ず学校調査委員（本校職員）2名で行った。

関係職員への調査として、弁護士が本人に直接またはオンラインによる聴き取りを行った。

(3) 調査期間

令和6年12月11日～令和7年1月31日

5 当該事案の事実経過

(1) A保護者の訴え

- ① 令和5年5月 社会体育のバスケットボールクラブでBがAに対し「下手くそ」などと侮辱した。また、BがAに対し、何回も強いパスを出した。
- ② 令和5年6月 社会体育のバスケットボールクラブで、BがAに対し強いパスを出される。また、BがAに対してプレー中何度も怒ってきた。
- ③ 令和5年7月 BがAに対し、誕生日カードを出していないのに、事前に提出表にBの指示で○をつけた。
- ④ 令和5年7月 社会体育のバスケットボールクラブで、BがAに対し強いパスを3回中3回顔に出した。
- ⑤ 令和5年7月 BがAに対し、一日3回、計9回2日連続でぶつかってきた。
- ⑥ 令和5年11月 AとCと話していると、BがCに声をかけた（放課後）。
令和5年11月 AとGと話していると、BがGに声をかけた（朝）。
令和5年11月 AとFと話していると、BがFに声をかけた（休み時間）。

- ⑦ 令和6年2月 Bが休み時間に2組前廊下で、Aの隣に来てとどまった。
- ⑧ 令和6年4月 音楽室に移動する際、1組廊下でBがEに話しかけAと接近した。
- ⑨ 令和6年5月 ライトポート前廊下にBがとどまった。
- ⑩ 令和6年6月 農山村留学のナイトハイク終了時に、AとDとEで話していたとき、BがDに話しかけとどまった。
- ⑪ 令和6年6月 サービスエリアのトイレで、Aが手を洗っていたとき、広いのにわざわざBが後ろに接近してきた。
- ⑫ 令和6年7月 Aが鴨川シーワールドの水槽を見ているとき、Bが前からきて寸前までよけなかった。
- ⑬ 令和6年7月 鴨川シーワールドの売店内で、お土産を見ていたAのそばをBがとどまった。
- ⑭ 令和6年7月 鴨川青少年自然の家の食堂で、昼食時に班ごとに並んでいると、Bの班が後ろにきてとどまった。
- ⑮ 令和6年7月 鴨川青少年自然の家の体育館への移動中、前からBが逆走しAと接近した。

(2) 関係児童からの聴き取り内容

【聴き取りについて】

- 関係児童の保護者に、事前に聴き取りの承諾を得た。
- 関係児童が「話す」という気持ちをもって進めるため、オープンクエスチョンによる聴き取りを行った。
- 聴き取りの時間の見通しをもたせるために、時間の目安を15～20分として設定した。
- 聴き漏らすことがないように、必ず2名の調査委員（職員）で聴き取りを行った。
- 心理的負担を考慮して、場所、座る位置や向きや室温、必要な配慮を行った。
- 話したことに指導や注意は行わず、聴き取りと指導は分けて行う。
- 対象児童の訴えについてすべての項目が聴きとれるよう、学校調査委員会で質問内容を事前に整理した。
- 質問内容以外に、他に気になることが挙がるようであれば追加で聴き取りを行った。

(3) 当該事案の事実経過

1年以上前の事案もあり、関係児童が覚えていないケースが多く、事実認定にいたらない訴えがいくつかあった。

6 当該事案の事実経過から認定しうる事実

アンケートに記述のあった児童、および関係者からの聴き取りを行った。

A（保護者）の訴え①については、事実認定にはいたらなかった。

A（保護者）の訴え②については、スクエアパスの時に、児童Aに対し、児童Bが強いパスを出してお腹に当たって泣いた行為があったこと、また、プレー中に児童Bが児童Aに対し、厳しい口調で声をかけていることが判明した。児童Aが苦痛を感じていることから、いじめとして認知した。

A（保護者）の訴え③については、誕生日カードを出していないのに、事前に提出表にBの指示で○をつけさせられた行為があったことが判明した。児童Aが苦痛を感じていることから、いじめとして認知した。

A（保護者）の訴え④については、事実認定には至らなかった。

A（保護者）の訴え⑤については、児童Aに対し、児童Bが2回ぶつかった行為があったことが判明した。児童Aが苦痛を感じていることから、いじめとして認知した。ただし、児童Bが怒ったり無視をしたりする行為は確認できなかった。

A（保護者）の訴え⑥については、事実認定には至らなかった。

A（保護者）の訴え⑦については、児童Bが友達と一緒に掲示物を見に行ったとき、そこに児童Aがいて近づいた行為があったことが判明した。児童Aが苦痛を感じていることから、いじめとして認知した。

A（保護者）の訴え⑧については、事実認定には至らなかった。

A（保護者）の訴え⑨については、事実認定には至らなかった。

A（保護者）の訴え⑩については、鴨川青少年自然の家の廊下で児童Bが児童Aと話していた友達に声を掛けた行為があったことが判明した。児童Aが苦痛を感じていることから、いじめとして認知した。

A（保護者）の訴え⑪については、事実認定には至らなかった。

A（保護者）の訴え⑫については、事実認定には至らなかった。

A（保護者）の訴え⑬については、鴨川シーワールドの売店内で、それぞれ友達と行動していた児童Aのそばを児童Bがとどまった行為があったことが判明した。児童Aが苦痛を感じていることから、いじめとして認知した。

A（保護者）の訴え⑭については、鴨川青少年自然の家の昼食時に、食堂前で並んでいた時に児童Bが背後にきてとどまった行為があると判明した。児童Aが苦痛を感じていることから、いじめとして認知した。

A（保護者）の訴え⑮については、事実認定には至らなかった。

7 学校の対応について

(1) 学校における平時の取組について

① 学校の取組

学校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ問題対策委員会を設置している。この委員会を通じて、いじめの早期発見や対応を進めるとともに、年間のいじめ防止指導計画を策定し、実施している。児童に対しては、人権教育や道徳教育を通じていじめの予防を図るとともに、個人面談やアンケートを定期的に行い、いじめの兆候を把握するよう努めている。また、隔月で教職員研修を実施し、保護者や地域住民に対する啓発活動も行っている。

② 学校の取組に対する検証

これらの取組は概ね適切であり、大きな問題はないと考えられる。ただし、教員によっていじめを認知した際の共有フローの理解にばらつきがあり、一部の教員が対応手順を完全に把握していなかった点は課題として指摘できる。

(2) 令和5年5月～7月ごろに発生したいじめについて

① いじめの認知

令和5年6月14日ごろから、A保護者が継続的にいじめについて担任に相談していた。担任は7月上旬よりA、B、および関係児童との個別面談を行い、いじめの事実を認知した。

② いじめへの対応

Aの担任は、A保護者の相談を受けた後、関係児童からの聴き取りを行った上で、7月13日にAおよびA保護者の事前承諾を得てA、B、および関係児童全員による話し合いを実施した。その際、関係児童からAに対する改善点の指摘がなされた。その後、学校は関係児

童の保護者への聴き取りを行い、BからAへの謝罪の場を設けるとともに、Aの転級を実施した。

③ Aの担任の言動

A保護者は話し合い直後から担任の発言に疑問を抱き、学校側に指摘した。学校は担任に聴き取りを行い、問題なしと判断したものの、A保護者の要望を受け、Aと担任が直接関わらないよう人員配置を行った。

④ 学校の対応に関する検証

AおよびBへの対応は、教育的裁量の範囲内であり、違法と判断される事実は認められなかった。ただし、7月13日の話し合いの前に加害児童や関係児童に対し、話し合いの方針を説明し、Aに寄り添う共通認識をもたせるべきだった。いじめの解決を目的とする話し合いにおいて、いじめと無関係な点を含めAへの改善要望が出たことは、被害児童の立場を守るべき観点から不適切であった。また、検証のために話し合いには担任以外の職員も立ち会うべきであった。その後の対応については、適切な情報共有のもと、事実調査と再発防止策が講じられており、妥当な対応が取られていたと評価できる。ただし、A保護者が訴えた担任による暴言やパワハラ的事实は認められなかったものの、学校がA保護者からの訴えを担任に対する聴き取りだけで判断し、事実確認を求められた際に拒否した点は不適切であった。

また、今回のいじめの訴えについて、Aからの辛い思いや気持ちを直接聞くことはできなかった。担任との信頼関係が崩れ、年度途中で転級措置を行わざるを得なくなったことは遺憾である。児童に不安を抱かせないように、日頃から児童と職員との信頼関係を築き、児童が職員に相談しやすい関係を築く必要があったと考える。

(3) 令和6年に発生したいじめについて

① いじめの訴え

令和5年11月28日、A保護者が「Aが友人と話していたところ、Bがその友人を連れ去った。」と学校に報告した。学校は翌日、Bおよび関係児童から聴き取りを行ったが、事実は認められなかった。その後、令和6年2月以降にもA保護者から「BがAに接触した。」「BがAのそばにいる児童に声をかけた。」等との訴えがあり（詳細は「5 (1)に記載」)、学校はこれを受けて調査を行った。

② いじめの訴え後の対応

ア 学校はBに対し、Aとの距離を取るような指導を令和5年11月、令和6年1月、2月、4月、5月に行った。

イ 学校は令和5年8月からBに対し毎月1回の生活指導を行った。また、AとBが接触しないように校内の動線を整理し、職員がAおよびBの居場所を把握し、必要に応じて無線機を活用するなどの対策を講じた。

ウ いじめの訴えについて、学校は令和6年2月までは迅速に事実確認を行っていたが、その後、Bの行為が故意によるものではないと推測できることや、Bの精神的負担を考慮し、一定の期間は直接の聴き取りを控え、時間をおいて確認する方針を取った。一方で、A保護者の訴えに対し、事実確認を行う前に学校が「接触するはずがない。」と言ったり、故意でない接触はいじめでないかのような回答をしたりした。

エ 学校はA、B、その保護者に対し、書面や口頭による方法で適宜情報共有をし、指導方針の説明を行って納得を得る努力をしていた。

オ 学校はA保護者と確認をしながら、Aが安心安全に学校生活を営めるよう支援した。また、Aが登校しない時にはAの様子を確認すると共にオンライン授業への参加ができるよ

うに支援した。その中で、オンライン授業の接続を失念したり、電波状況の不具合が生じたりしてAが参加できなかったことがある。

③ 学校の対応に関する検証

ア AとBの接触を完全に防ぐことは難しいものの、職員らはAを守ることを最優先にし、Bとの接触回避に最大限の努力を続けていた。

イ 一定の期間Bに対する直接的な聴き取りを行わなかったことも、教育的判断として不適切とは言えず、学校の対応の遅れがあったとも言えない。しかし、A保護者からの訴えに対し、事実確認をせず「接触するはずがない。」と断定的な回答をしたことや、「接触しても故意でないからいじめではない」旨の説明をしたことは不適切であった。

ウ A、B、その保護者との情報共有については、学校は迅速な対応を心掛け、関係者の納得を得る努力をしていた点で適切であった。しかし、A保護者に約束したタイミングよりも報告が遅れることがあり、発言や方針の変更が繰り返されたことで、A保護者の不信感を招いた。

また、一方の保護者の要望を精査せずに相手方に伝える対応も問題があった。学校は単に双方の言い分を伝言するのではなく、いじめ防止対策の観点から主体的に判断し、必要に応じて説明すべきであった。

エ Aに対する支援については、オンライン授業で数回不備があったものの、それ以外は適切であった。

8 再発防止に向けた提言

(1) 情報共有、記録の整備

学校内での情報共有は概ね適切に行われていたが、一部の教員に対しては十分に伝わっておらず、特定の職員が独断で行動した印象をもつ者もいた。教職員間の信頼関係を深めることがいじめ防止につながるため、学校対応の検証と情報共有を徹底すべきである。

また、いじめの兆候があった場合、軽微なものであっても複数の職員が関与し、組織的に対応することが求められる。保護者から職員の不適切な対応について指摘があった場合、当該職員だけでなく関係者にも聴き取りを行い、事実関係を把握するべきである。

さらに、記録の整備を強化し、記録文書の作成時には誰がいつ作成したかを明確にすることが必要である。

(2) いじめ対応に関する認識の強化

いじめに関する相談があった際、解決のための話し合いでは、参加者全員に被害児童に寄り添う共通認識をもたせる必要がある。話し合いにおいて被害児童への改善要望が出ることは、いじめの原因が被害児童にあるとの誤解を生じさせるため、避けるべきである。

いじめの訴えがあった際は、即答せず組織的に対応方針を決定した上で回答し、いじめの定義について教職員全体で理解を統一する必要がある。加害者側の故意の有無にかかわらず、いじめが成立することを認識し、学校として適切な判断を下すことが重要である。

当事者や保護者に約束した事項を守る意識を強化すると共に、学校の方針を固めたうえで双方の要望等を学校が主体的に精査して伝達することで当事者及び保護者との信頼関係が醸成されることを意識し、組織的な対応を徹底するべきである。

(3) 小括

上記の達成のために、情報共有フローを明確にすると共に、記録についてはフォーマットを整備するなどし、職員が迷わず情報共有できるような体制づくりが必要である。

いじめや人権に関する研修を強化するなどし、常に職員の知識をアップデートさせるよう努力が必要である。

9 学校調査委員会見解

令和5年7月ごろの対応において不適切な点があったこと、また、保護者対応において不適切な点があったこと等から、最終的に学校がAやA保護者との信頼関係を築けず、Aが居住地以外の学校に転校せざるを得なかった。学校としては、組織的対応を徹底し、どのような問合わせに対しても即答せず組織として方針を固めてから回答するなどして、AやA保護者との信頼関係を醸成し、Aが安心安全に通学できると思えるようにすべきであった。